

令和6年度宜野湾市平和祈念事業企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、宜野湾市平和祈念事業企画運営業務委託（以下、「事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名：令和6年度 宜野湾市平和祈念事業企画運営業務委託
- (2) 事業目的：別紙仕様書のとおり
- (3) 事業内容：別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間：契約締結の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- (5) 提案上限額：2,518,110円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約額ではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 宜野湾市内または沖縄県内に本社・支社・支店・営業所のいずれかを置く法人。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契

約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 国税、県税及び市税について未納のない者。

4. 選定方法

(1) 提出された企画提案書等の評価は、本事業の審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査とし、最高得点を挙げた応募者として選定する。ただし、複数の応募者が同得点の場合は審査委員会の採決により選定する。

(2) 提案者が1者の場合においても審査を行うものとする。

5. 評価対象

- ① 事業目的・趣旨の理解度、事業実施に対する意欲
- ② 安全対策など実施体制は適切であるか
- ③ 指定した企画への提案内容、独自提案内容、アンケートの実施、情報発信
- ④ 開催時の具体的な安全対策
- ⑤ 過去の実績（国・地方公共団体が実施する事業の受託実績を有するか） 等

6. 留意事項

(1) 参加表明書等または提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、

契約締結の保留または契約の解除等の措置をとるものとする。

(2) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等を認めることとするが、内容の変更等を行う場合は、提出期限内に変更後の書類等を提出すること。

(4) 本プロポーザルの提案書作成のために本市から受領した資料等は、無断で公表または使用してはならない。

(5) プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、総括担当者は必ず出席すること。

(6) プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、当日の追加資料や内容の変更は認めない。

7. 問い合わせ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市役所 市民経済部 市民協働課 担当：普天間、比嘉、小野

TEL：098-893-4119（直通）

FAX：098-893-4410

E-mail：Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp

8. スケジュール

手 続 き	日 時 ・ 内 容 等
(1) 募集期間	<p>【公募期間】 令和6年4月16日（火）から 令和6年5月9日（木）17時まで</p> <p>【配布方法】 宜野湾市ホームページ内、市民経済部 市民協働課に掲載している必要書類をダウンロードして利用すること。</p>
(2) 応募方法	<p>【提出期限】 令和6年4月16日（火）から 令和6年5月9日（木）17時まで ※閉庁日（土日、祝日等）を除く9時～17時</p> <p>【提出場所及び提出方法】 宜野湾市役所 市民経済部 市民協働課（宜野湾市役所本庁舎別館2階）へ持参又は郵送による。 ※郵送の場合は提出期限必着とする。</p> <p>【提出書類】</p> <p>各1部（原本）</p> <p>① 参加表明書（様式第1号） ② 会社概要書（様式第2号） ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）※1 ④ 納税証明書（滞納のない証明書でもよい）※1 ※市町村税・県民税・法人税・消費税および地方消費税 ※1 発行から3ヶ月以内のものに限る。 ※提出された書類等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない</p> <p>9部（原本1部、写し8部）</p> <p>⑤ 提案内容説明資料（様式第4号） ⑥ 企画提案書（任意様式） ⑦ 見積書（様式第5号） ⑧ その他資料等</p> <p>企画提案書について（任意様式） 書式はA4版、カラー、両面印刷（片面印刷でも可）とし、以下の内容を記載すること。 なお、企画提案書は表紙及び目次をつけること。総ページは、表紙を除き、概ね30ページ以内、うちA3形式（折込）の使用は5ページ以内とすること。各ページの中央部に番号をふり、ホチキス2ヶ所で綴じること。（長辺綴） (ア) 事業目的・趣旨に合致した事業コンセプト（平和啓発事業である</p>

	<p>ことをふまえ、平和の尊さと継承に繋がる内容とする)</p> <p>(イ) 企画及び運営内容等 (運営案 (人員配置等)、事業工程表及びスケジュール、平和大使の活用について)</p> <p>(ウ) 平和大使の事前学習の内容とスケジュール</p> <p>(エ) アンケートの実施 (対象) 平和大使/中学生/市民等参加者</p> <p>(オ) 広報周知方法 (スケジュール、実施内容 (チラシ・SNS・HP・メディアの活用) 等)</p> <p>(カ) イベント等実施の場合、開催時の具体的な安全対策等 (開場設営、配置人員等) ※イベント保険に加入すること</p> <p>(キ) 過去の業務実績 (国、地方公共団体が実施する事業の受託実績)</p> <p>見積書 (様式第5号)</p> <p>対象経費等は、別紙仕様書『5. 対象経費』を参照すること。</p>	
(3) 質問・回答	<p>参加表明書を提出しようとする者は、書面を通じて質問ができる。ただし、参加資格が無いと判断する者の質問は受け付けない。</p> <p>【質問期間】 令和6年4月16日(火)から令和6年4月26日(金)17時まで</p> <p>【質問方法】 電子メールにて、質問書(様式第3号)を以下の件名で送信すること。 (件名) 質問書の送付 社名 (宛先) Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp</p> <p>【回答方法】 質問内容に対する回答を応募者へ令和6年5月7日(火)17時までに電子メールで通知する。</p>	
(3) 日程	実施内容	実施日
	① 公募及び質問受付開始	令和6年4月16日(火)
	② 質問書受付 〆切	令和6年4月26日(金)17時 〆切
	③ 質問への回答	令和6年5月7日(火)17時まで
	④ 公募〆切	令和6年5月9日(木)17時必着
	⑤ 一次書類審査結果	令和6年5月15日(水)
	⑥ プレゼンテーション審査 (二次審査)	令和6年5月17日(金)
	⑦ 結果通知	令和6年5月下旬予定
	⑧ 委託契約の締結	6月中
	※日程は、公募時のものであり、変更となることもある。	
(4) 結果通知	<p>通知日：令和6年5月下旬頃 ※通知予定</p> <p>*本プロポーザルに参加した者全員に通知する。</p> <p>*契約候補者は、速やかに契約を締結すること。</p>	
(5) 契約準備	<p>契約候補者と市民協働課は、契約締結のために仕様書等を確認し、契約内容を確定するものとする。</p>	